

(陳受30第18号)

子どもたちのために東海第二原発の再稼働を行わないことを求めることに関する陳情

受理年月日

平成30年11月28日

陳情者

佐藤 弓子

陳情の要旨

日本列島は、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災から地震の活動期に入ったと言われ、今日までに震度7の巨大地震が何度も発生しています。中でも2011年3月11日に発生した東日本大震災は、原発と地震が複合した災害、東京電力福島第一原発震災（フクイチ）となって、広島型原爆168発分のセシウム137（半減期30年）を環境に放出しました（日本政府試算2011年）。行政区は言うに及ばず国境を越えて、生きる基盤である空、大地、海が汚染されてしまいました。今もなお、原子炉の屋上からは放射能が放出し続けており、放射能汚染水はふえ続ける一方です。

フクイチから8年、福島原発で緊急事態が起こる可能性があるため、「原子力緊急事態宣言」は地震発生の日3月11日の夕刻に出されたままです。原発事故はまだ、終わっていないのです。

文部科学省は翌月の4月19日、一般人の1年間の被曝線量限度である1ミリシーベルトを福島県の学校では20ミリシーベルト以下で安全と決めました。この20ミリシーベルトというのは放射線管理区域の4倍もの数値です。

病院のレントゲン室は放射線管理区域ですが、そこでは1年間に約5ミリシーベルトを超える可能性があるため、法律によって厳しく管理されています。ここでは、体の外から浴びる外部被曝ですが、18歳以下の子どもは入ることができません。入ることが許された大人も、ここでは飲み食いも排せつも、寝ることもできません。しかし現在の福島では、そんな場所に放射線に弱い子どもや胎児までも、寝たり起きたり、学校に行ったりして暮らしています。さらに、福島では大量に放出された放射能によって、外部被曝だけでなく、呼吸や飲食によって体に取り込んだ放射能で内部被曝もしています。これは非常に恐ろしいことです。

チェルノブイリ原発事故と重ねて心配されていたことですが、そういう中で暮らしている子どもたちに異変が起きています。2018年9月5日に公表された福島県の環境影響調査報告書によると、甲状腺がんの悪性・悪性の疑いのある子どもが212人、手術した子どもが175人もいました。来年以降の調査結果がどう出るか、本当に恐ろしいことです。

この調査は、事故当時15歳以下の子どもたち約37万人を対象にした調査結果ですが、通常、甲状腺がんは100万人に一人くらいで、本来は大人の病気だといえます。しかし国は、この異常な小児甲状腺がんの多発を、フクイチによる被曝が原因とは認めていません。

甲状腺がんの手術をすると、甲状腺ホルモン剤を飲み続けることになります。

後遺症や再発、転移などの可能性もあり、甲状腺がんは仮に死を免れるとしても、生涯定期的な検査が必要です。

こういうフクイチの惨状がありながら、この11月7日、原子力規制委員会は日本原子力発電・東海第二原発の20年運転延長の申請を認めました。フクイチ以前の「原発は絶対に事故を起こさない」から、フクイチ後は「原発の事故が起きることを認めた上での再稼働」です。安全だから審査を通したのではないと、原子力規制委員長は断言しています。

東海第二原発から約120キロメートルのところに住む武蔵野市民は、再稼働した東海第二原発が過酷な事故を起こしたら、放射能災害から逃れることはできません。私たちの孫や子が20ミリシーベルトのもとで生きることになるのです。未来に続く子どもたちの大切ないのちを考えたら、原発の再稼働は決して行ってはならないのです。

子どもたちのために、東海第二原発の再稼働を認めず廃炉にすることを求める意見書を、武蔵野市議会から国及び関係機関に提出することを強く求めます。